

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯の国民健康保険税の減免に関する Q&A

1.申請について

Q1-1 申請は郵送でも可能ですか。	(回答) 郵送による申請は可能です。申請をご希望される方は、ホームページから申請書を印刷して郵送していただくか、印刷環境がない方にはこちらから申請書を郵送しますので、国保年金課国保年金担当までお問合せください。
Q1-2 申請はいつからできますか。	(回答) 令和4年4月1日(金)から国保年金課または各総合支所地域市民課で申請していただけます。ただし、令和4年度の国民健康保険税納税通知書は、7月中旬に発送を予定しています。
Q1-3 令和3年中の収入・所得について、まだ確定申告ができていません。この場合、減免申請はできますか。	(回答) 減免の要件である、前年の収入や所得には確定申告された金額を用います。そのため、令和3年中の所得の確定申告をまだされていない場合は、減免可否の判定をすることができませんので、確定申告をされてから申請いただきますようお願いいたします。また、同一世帯内に18歳以上の未申告者がいる場合も、減免額の正確な計算ができませんので、申告をしていただいてから減免の申請をしてください。
Q1-4 申請の期限はありますか。	(回答) 申請期限は令和5年3月31日(金)までとなります。
Q1-5 申請をしてから減免の決定まではどのくらいかかりますか。	(回答) 申請を受理してから2週間ほどで、減免決定通知書及び減免後の国民健康保険税納税通知書を発送します。必要書類の不備や調査等が必要な場合は、これよりも遅くなる可能性があります。

2.減免の要件について

Q2-1 主たる生計維持者とは誰のことを指しますか。	(回答) 主たる生計維持者は、原則国保上の世帯主(被保険者証に記載されている世帯主)を指します。
Q2-2 国保上の世帯主が国保の加入者ではありません。この場合も、主たる生計維持者は国保上の世帯主となりますか。	(回答) 国保上の世帯主が国保の加入者でない場合も、国保上の世帯主を主たる生計維持者として減免判定します。国保上の世帯主が国保の加入者ではない場合、この国保上の世帯主を擬制世帯主と呼びます。

<p>Q2-3「重篤な傷病を負った」とはどのような場合を指しますか。</p>	<p>(回答) 1か月以上の治療を有すると認められるなど、新型コロナウイルス感染症の症状が著しく重い場合を指します。申請時に医師の診断書により確認します。</p>
<p>Q2-4 要件1に、収入が「前年に比べて3割以上減少する見込みであること」とありますが、減少見込み額はどのように算出すればよいですか。</p>	<p>(回答) 令和4年中(令和4年1月から12月まで)の収入見込み額をご自身で算出していただき、前年の収入金額から差し引くことで算出してください。令和4年中の収入見込み額の算出方法については、令和4年1月から直近の月までの収入実額に、12月までの月ごとの収入見込み額を足して算出する方法などが考えられます。本市において合理的と判断するものであれば、令和4年中の収入額の算出方法は問いません。(算出方法を申請書に添付してください。)</p>
<p>Q2-5 要件1の「減少する見込み」の収入に、雑収入や株の取引による収入は含まれますか。</p>	<p>(回答) 含みません。減少する見込みの収入として認定する収入の種類は、事業収入・不動産収入・山林収入・給与収入のいずれかであり、その他の収入は対象ではありません。</p>
<p>Q2-6 事業収入については、前年比3割以上の収入減少が見込まれますが、不動産収入は減少する見込みがなく、2つの収入を合計した場合には前年比3割以上の減少には達しません。この場合は減免の要件1には当てはまりませんか。</p>	<p>(回答) 当てはまります。事業収入・不動産収入・山林収入・給与収入のいずれかであるため、どれか1つでも該当すれば、要件1に当てはまります。4つの収入のうち、他の収入についても前年比3割以上の減少見込みである場合は、その収入についても合計して減免の判定を行います。</p>
<p>Q2-7 事業収入について前年比3割以上の減少見込みですが、令和3年中の事業所得は0円となっていました。この場合、減免の要件には当てはまりますか。</p>	<p>(回答) 要件には当てはまりますが、減少する見込みの収入に係る前年の所得額Bが0円の場合は、減免対象保険税額の計算において0円となるため、本減免の対象とはなりません。</p>

<p>Q2-8 要件2の「前年の所得の合計額」とは、事業収入・不動産収入・山林収入・給与収入に係る所得の合計額ですか。それ以外の種類の所得（雑所得や株式の譲渡所得等）がある場合は、それらも含めますか。</p>	<p>（回答）含めます。「前年の所得の合計額」は、主たる生計維持者の前年の全ての所得を合計した金額です。</p>
<p>Q2-9「前年の所得の合計額」とは、配偶者控除や社会保険料控除等の各種控除をした後の額ですか。</p>	<p>（回答）「前年の所得の合計額」は、配偶者控除や社会保険料控除等の各種控除や国保税算出における基礎控除を控除する前の金額です。</p>
<p>Q2-10 要件3の「収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額」とは、例えば前年の所得に事業所得・不動産所得・雑所得・株式の譲渡に係る所得の4種類の所得があり、「減少が見込まれる収入」が事業所得のみの場合に、不動産所得のみとなりますか、それとも不動産所得・雑所得・株式の譲渡に係る所得の合計額となりますか。</p>	<p>（回答）その場合、後者の不動産所得・雑所得・株式の譲渡に係る所得の合計額を指します。「事業収入・不動産収入・山林収入・給与収入のいずれか」の限りではありません。</p>
<p>Q2-11 要件1～3の「前年」とは、それぞれいつを指しますか。</p>	<p>（回答）いずれの場合も、要件中の「前年」は全て令和3年を指します。（令和3年中の収入・所得で判定します。）また、減免額を計算する際の「前年」についても同様に令和3年を指します。</p>

3.減免の対象となる保険税について

Q3-1 令和4年5月に「令和4年度国民健康保険税（令和3年度分）」と書かれた納税通知書が届きました。納期限が令和4年5月31日となっていますが、これについては減免の対象になりますか。	（回答）対象となりません。減免の対象となる年度は、令和4年度のみです。令和3年度以前分につきましては、納期限が令和4年4月以降に設定されていたとしても今回の減免の対象とはなりません。
----------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------

4.減免される金額の計算について

Q4-1 減免される金額は減少した収入の減少割合によって決まらないのですか。	（回答）決まりません。減免される金額は、減少割合ではなく、主たる生計維持者と被保険者の「前年の合計所得金額」と、主たる生計維持者の「前年の合計所得金額」によって決まります。
----------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------